平成２１年（フ）第２２６５号
福岡県糟屋郡志免町南里４丁目13番13―303号
債務者　中尾　悦子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２６６号
福岡市中央区大手門２丁目９番４号
債務者　小更　喜世
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２７８号
福岡県古賀市新原1022番地１
債務者　石田美智子（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２８７号
福岡県筑紫郡那珂川町中原６丁目11番７号サンガーデン中原202号
債務者　奥　　正己
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２９０号
福岡市南区鶴田２丁目15番25号
債務者　松本　留三
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２９１号
福岡市南区鶴田２丁目15番25号
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２９２号
福岡市早良区梅林７丁目50番４号
債務者　坂井　淳子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３１０号
福岡県筑紫野市二日市北３丁目２番14―103号
債務者　野田　　茜
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３１１号
福岡市南区塩原２丁目２番24―101号
債務者　砂川　久子（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３１３号
福岡県太宰府市朱雀１丁目11番５号ビッグフィールドα105号
債務者　佐藤　祐司
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３１７号
福岡市博多区冷泉町10番27―703号
債務者　松尾めぐみ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３１９号
福岡市博多区吉塚１丁目22番８―102号
債務者　北澤　勝規
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３２０号
福岡市博多区吉塚１丁目22番８―102号
債務者　北澤　　茜
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３２７号
福岡県福津市上西郷901番地の９
債務者　平田美津代
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３２８号
福岡市西区内浜１丁目18番３―501号
債務者　平田　恒明
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３３０号
福岡市東区若宮３丁目３―９―203
債務者　江藤文昭こと　江藤　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４３号
福岡県前原市潤２丁目６番１―605号
債務者　佐井　宏和
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部